

訪問看護（医療保険）料金表 【R6.11.1～】

南東北訪問看護ステーションたんぼぼ

- (1) 利用料金
被保険者証にある割合のとおり、利用料金合計の1割から3割の自己負担があります。

対象	訪問看護に要する費用の自己負担の割合
3歳未満の乳幼児	健康保険法等により2割
3歳以上69歳以下の方	健康保険法等により3割
70歳以上74歳以下の方	健康保険法等により1割か3割
75歳以上 65歳以上74歳以下で一定の障害がある方	後期高齢者制度により1割負担

- (2) 訪問看護療養費
訪問看護は主治医の示す訪問看護指示書に基づき、週3日を限度としています。
ただし、以下の場合は週4日目以降の訪問看護が可能になります。
末期の悪性腫瘍/多発性硬化症/重症性無力症/スモン/筋萎縮性側索硬化症/脊髄小脳変性症/
ハンチントン舞蹈病/進行性筋ジストロフィ症/パーキンソン病（ヤールの分類ステージ3以上で生活機能症度ⅡまたはⅢの方の）シャイ・ドレーガー症候群/クロイツフェルト・ヤコブ病/亜急性硬化性全脳炎/ライオンゾーム病/副腎白質ジストロフィー/脊髄性筋萎縮症/球脊髄性筋萎縮症/慢性炎症性脱髄性多発神経炎/後天性免疫不全症候群/頸椎損傷または人工呼吸器を使用している状態/特別管理加算算定者

訪問看護療養費	内容	料金		
		週3日目までの訪問	4日目以降	
	基本療養費（Ⅰ）	看護師・理学療法士等 5550円	6550円	
		准看護師 5050円	6050円	
		専門の研修を受けた看護師による訪問＊1 12850円		
		理学療法士等 5550円		
	基本療養費（Ⅱ）＊2	看護師・理学療法士等 5550円	6550円	
		准看護師 5050円	6050円	
		専門の研修を受けた看護師による訪問＊1 12850円		
		理学療法士等 5550円		
	基本療養費（Ⅲ）＊3		8500円	
	管理療養費（Ⅰ）	月の初回訪問のみ 7670円		
管理療養費（Ⅱ）	2回目以降 3000円			
ベースアップ評価料Ⅰ		780円／月		
医療保険D×情報加算		50円／月		

(3) 加算料金

加算料金	24時間対応体制加算（同意による☆1）		6800円
	特別管理加算☆2	☆2（Ⅰ）状態にあるもの	5000円
		☆2（Ⅱ）状態にあるもの	2500円
	難病等複数回訪問加算	1日の2回目	4500円
		1日の3回目以上	8000円
	乳幼児加算（6歳未満）	厚生労働大臣が定めるもの	1800円
		上記以外の場合	1300円
	複数名訪問加算☆3	看護師・理学療法士等	4300円/週
		准看護師	3800円/週
	退院時支援指導加算☆4	厚生労働大臣が定める長時間の場合	8400円
		上記以外の場合	6000円
	長時間訪問加算☆5	90分以上の訪問看護	5200円
	夜間・早朝・深夜加算☆6	午後6時から午後10時	2100円
		午前6時から午後8時	2100円
		午後10時から午前6時	4200円
	緊急訪問看護加算☆7	月14日目まで	2650円
		月15日目以降	2000円
	訪問看護ターミナルケア療養費1☆8		25000円
	訪問看護ターミナルケア療養費2☆9		10000円
	退院時共同指導加算☆10		8000円
		特別管理指導加算☆11	2000円
	訪問看護情報提供療養費3☆12	利用者1人につき月1回	1500円

◎ キャンセル料

キャンセル料はいただきませんが、キャンセルが必要となった場合は至急、ご連絡ください。

- *1 悪性腫瘍の利用者に対する緩和ケア、褥瘡ケアまたは人工肛門ケア及び人工膀胱ケアに係る専門の研修をいう。
*2 同一日に複数の「同一建物居住者」へ計画に基づいた訪問看護を実施した場合に算定可能。
*3 外泊時の訪問看護の算定。対象は厚生労働大臣が定める疾患の他、訪問看護が必要であると認められた方。

- ☆1 利用者またはその家族から電話等に常時対応でき、緊急訪問看護を必要に応じて行える体制にある場合、同意を得て算定。
☆2 厚生労働大臣が定めた状態にあり、月1回の訪問を限定として算定。
（Ⅰ）在宅悪性腫瘍患者指導管理、在宅気管切開患者指導管理、気管カニューレを使用している状態にある者、留置カテーテルを使用している状態にある者。
（Ⅱ）在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅人工呼吸指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理、在宅肺高血圧疾患指導管理、ドレーンチューブを使用している状態にある者、人工肛門又は人工膀胱を設置している状態にある者、在宅患者訪問点滴注射管理指導料を算定している者、真皮を越える褥瘡の状態にある者。
☆3 対象となる利用者は次のいずれかで1人での看護職員による訪問看護が困難な場合、同意を得て算定。末期の悪性腫瘍等厚生労働大臣が定める疾病等の者、特別訪問看護指示期間中であって指定訪問看護を受けている者、特別な管理を必要とする者、暴力行為・著しい迷惑行為・器物破損行為等が認められている者。
☆4 保健医療機関から退院する日に看護師が在宅での療養上の指導を行った場合に1回限り、初回の計画訪問の際、算定。退院日以降の初回の訪問看護が行われる前に利用者が死亡及び再入院の場合に限り、その遡って算定。対象者は厚生労働大臣が定める疾患にある利用者、特別管理者、または診療に基づき退院当日の訪問看護が必要であると認められた者。
☆5 人工呼吸器使用者、特別訪問指示書に係る訪問看護を受けている利用者、特別管理加算算定者等で1回で90分を越える訪問看護を実施した場合に算定。長時間訪問看護加算を算定した週でそれ以外の日、90分以上の訪問看護を行った場合は超過時間料金を算定。
☆6 日・祝日の日中については定められていませんので今まで通りの算定。
☆7 在宅療養支援診療所・在宅療養支援病院、または、それ以外の主治医の指示により緊急の訪問を行った場合でも算定。
☆8 在宅で死亡した利用者（24時間以内に在宅以外で死亡した者を含む）に対して、死亡日及び死亡日前14日以内に2回以上訪問看護を実施し、かつ、訪問看護におけるターミナルケアに係る支援体制について利用者及び家族に対して説明した上でケアを行った場合。
☆9有料老人ホーム等で、上記内容を行った場合。
☆10退院または退所にあったて医療機関または施設職員等と在宅療養に関する指導を行い、その内容を文書により提供した場合。
☆11 退院後、特別な管理が必要な者に対して、在宅医療を担う医師、若しくは医師の指示を受けた看護師又は訪問看護ステーションの看護師が退院共同指導を行った場合に算定。
☆12保険医療機関等に入院、入所する利用者について当ステーションが訪問看護に係る情報を提供した場合。

(4) 保険外の料金

①交通費及び時間外料金

交通費	事業所から片道1kmにつき50円を徴収	事業所からの距離×50円 （片道）
差額負担利用料	2時間を越える訪問看護（超過時間料金）	1時間につき1000円
その他	訪問看護サービス提供に必要な材料費等がある場合	実費
休日・祝日対応	休日・祝日に対応した場合	1回につき2000円

②オプション料金

医療保険外となる訪問	難病以外の1日複数回訪問や週3回以上の訪問の場合 （頻回に医療的処置が必要な時や不安があって様子をみて欲しい）	1時間 6000円 以後30分毎 3000円
見守り看護	ご家族が不安になる時の自宅での見守り	1時間 6000円 以後30分毎 3000円
外出への同行	ご希望の場所への同行 *但し、公用車でのご送迎や運転はしません	1時間 6000円 以後30分毎 3000円
旅行	日帰り旅行や宿泊旅行の同行 但し、同行看護師の交通費・宿泊費・飲食代などは利用者負担となります。	日帰り：1日 10000円 宿泊：1日につき 10000円
貸し出し	吸引器を貸し出しています。	500円/週
死亡時の処置料	自宅で亡くなられた場合のご遺体のケア	20000円